

税の申告が始まります

申告期限
3月15日(月)

令和3年度の「市県民税」と令和2年分の「所得税」の申告の時期です。

この申告は、令和3年度に納めていただく市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの額を算定するための重要な手続きになります。期限内に必ず申告してください。

市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の申告

●税務課(内線122)

受付会場

受付時間 9～12時/13～16時

地区	受付日	ところ
萱瀬	1月28日(木)	萱瀬住民センター
福重	29日(金)	福重 //
松原	2月1日(月)	松原 //
西大村	2日(火)～5日(金)	中地区公民館(注)
竹松	8日(月)～10日(水)	竹松住民センター
三浦	12日(金)	三浦 //
鈴田	15日(月)	鈴田 //
大村	16日(火)～26日(金) ※平日のみ	市役所大会議室

※上記期間に都合がつかない場合は、3月1日(月)～15日(月)に、市役所大会議室で受け付けます。(平日のみ)

(注) 駐車場に限りがあります。公共交通機関をご利用ください。

※「所得税の確定申告」をする人は、市県民税の申告を兼ねていますので、別途申告する必要はありません。

各申告会場への入場について

●新型コロナウイルス感染症の予防対策として、申告会場の混雑を回避するため、1日あたりの来場者数を200人程度(1時間あたり40人程度)に制限して受け付けます。

そのため、受付時間を記載した「申告受付番号札」を配布します。受け取った「申告受付番号札」に表示された入場可能時間にご来場ください。

※表示された時間以外に申告会場へ入場することはできません。

▶「申告受付番号札」の配布について

申告会場の入口前で、8時30分から受付時間および入場可能時間が表示された「申告受付番号札」を配布します。

※番号札の配布は1人につき1枚とし、当日分のみ発行します。(翌日以降の番号札の配布はできません。)

感染予防へのご協力をお願いします

●マスクの着用、手指消毒、少人数での来場をお願いします。

※ご家族の市県民税については代理で申告可能。

●入場の際に検温を実施します。37.5度以上の発熱や、咳などの症状が認められる場合は、入場をお断りさせていただくことがあります。

申告に必要なもの

①令和2年中(1月1日～12月31日)の収入を証明する書類

- ・給与または公的年金等の源泉徴収票、支払明細書、支払調書など
- ・営業、農業、不動産などの事業所得のある人はあらかじめ作成した収支内訳書

②各種控除を受けるための証明書または領収書など

- ・社会保険料、生命保険料、地震保険料などの各種控除のための証明書
- ・医療費控除を受ける人は、あらかじめご自身で作成した「医療費控除の明細書」もしくは健康保険組合等が発行した医療費通知書
- ・配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の収入がわかる書類

③印鑑(認印可、シャチハタ不可)

④マイナンバーおよび本人確認書類 ※a、bいずれか

a マイナンバーカード(顔写真付きのもの)

b マイナンバー通知カード+身元確認書類(運転免許証、保険証、身体障害者手帳、パスポート、在留カードなど)

⑤申告書

申告書は会場にもありますので、①～④を持参すれば受け付けができます。また、市役所税務課と各住民センター、中地区公民館にもありますので、郵送などで提出される場合はご利用ください。

市県民税申告書は郵送で提出することができます

所定の欄に必要な事項を記入し、添付書類(原則原本)を同封してください。年金の源泉徴収票や生命保険料控除、医療費控除などの控除証明書などを確認する必要があります。添付がなく、確認ができない場合は、申告書に記載があっても税の計算に反映できません。

※添付書類の返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。(返送には、2～3週間かかる場合がありますのでご了承ください。)



諫早税務署からのお知らせ

確定申告会場（諫早市永昌東町 諫早税務署敷地内）への入場には「入場整理券」が必要です。

令和2年分の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の感染防止策として、確定申告会場の混雑を回避するため、「入場整理券」を配布します。それに伴い、状況に応じて早めに受け付けを終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

※確定申告会場には、「入場整理券」をお持ちでない人の入場はできません。

「入場整理券」の受け取り方法

▶ 確定申告会場で「入場整理券」を受け取る場合

確定申告会場（諫早市永昌東町 諫早税務署敷地内）の入口前で、入場可能な時間帯が表示された「入場整理券」を8時30分から配布します。

（入場整理券は当日分のみ配布します。翌日以降の入場整理券は配布できません。）

▶ オンライン事前発行システムを利用して事前に受け取る場合

STEP1

LINEアプリから「国税庁公式アカウント」を友だち追加
※LINEのホーム画面で「国税庁」または「@kokuzei」と検索して友だち追加してください。

STEP2

「トーク」画面から「相談を申し込む」を選択

STEP3

都道府県、税務署、相談日時を選択

STEP4

内容を確認して「申込」をタップすれば完了

- オンラインによる「入場整理券」の申込日程は、申し込みする日から10日後まで選択することができます。また、受付締切日は、2営業日前までとなります。
- 入場の際は、日時を表示したLINE画面の提示をお願いします。
- 指定された入場時間内に来場をお願いします。

諫早税務署

期間 1月25日(月)～3月31日(水)※平日のみ

※申告期限とは異なりますので、ご注意ください。

時間 9時～16時

※申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

※申告期間中は、税務署周辺の道路が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

諫早税務署閉庁日の対応

長崎税務署が対応します。

日時 2月21日(日)、2月28日(日) 9時～16時

場所 NBC別館 1階（長崎市上町1-35）

※申告会場への入場には「入場整理券」が必要です。

対応業務 確定申告書用紙の配布、申告相談、確定申告書の收受および納付相談

市役所2階大会議室

期間 2月16日(火)～3月15日(月)※平日のみ

時間 9～12時 / 13～16時

※税務署から送付されたはがきを持参してください。

※「申告受付番号札」が必要です。（11ページ参照）

注意事項

農業所得、不動産所得、営業所得のある人は、あらかじめ収支内訳書を作成の上、お越しく下さい。

▶以下の申告は、市役所では受け付けできません。諫早税務署で申告してください。

- ・青色申告
- ・譲渡所得（土地・建物等、株式）
- ・住宅関係の控除で内容が複雑なもの（住宅の増改築やリフォームを行った人、中古住宅を取得した人、ローンを連帯債務で組んだ人、ローンの借り換えを行った人、ローンを組まずに住宅を取得した人など）
- ・雑損控除
- ・損失の繰越
- ・贈与税・消費税

税の申告が始まります

申告期限
3月15日(月)

所得税の確定申告はインターネットでできます

例年、申告会場は大変混み合います。インターネットから自宅などで待ち時間なく作成できる「確定申告書等作成コーナー」を、ぜひご利用ください。初めての人でも操作しやすく、画面の案内に従って入力するだけで税額が自動計算されます。

作成した申告書は、印刷して諫早税務署へ郵送するか、e-Taxを利用して送信できます。

※詳しくは、国税庁ホームページ(下記QRコード)、または諫早税務署へお問い合わせください。

国税庁ホームページ▶



諫早税務署

〒854-8666 諫早市永昌東町25-45

☎22・1370

公的年金等の収入が400万円以下の皆さんへ

前年中の収入が公的年金のみで、金額が400万円以下の人は、市県民税の申告、所得税の確定申告ともに義務はありません。ただし、以下の場合はいずれかの申告が必要です。

●公的年金以外に所得がある人

⇒所得税の確定申告または市県民税の申告

●「公的年金等の源泉徴収票」に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除、医療費控除などの各種控除の適用を受けようとする人

⇒市県民税の申告

●公的年金から所得税が源泉徴収されており、その還付を受けようとする人(「公的年金等の源泉徴収票」の「源泉徴収税額」欄に数字が記載されており、計算の結果、還付額が発生する人)

⇒所得税の確定申告

※申告会場では、どちらの申告が必要であるかを判断し、受け付けます。

あなたは申告が必要？不要？

→ はい → いいえ でお進みください

スタート！

令和3年1月1日現在、大村市に住所がありますか？

令和2年中(1月~12月)に収入がありましたか？

大村市内に居住している人の扶養親族の対象となっていますか？

収入は、給与または公的年金などだけですか？

令和3年1月1日現在、住所があった市区町村に申告してください。

申告不要 ※1

市県民税の申告が必要

給与・年金などの支払者から「源泉徴収票」を受け取りましたか？※2

支払者に「源泉徴収票」を請求後、確定申告または住民税の申告が必要 ※3

源泉徴収票の内容に追加する控除(社会保険料・生命保険料・扶養・医療費など)がありますか？

申告不要 ※1

確定申告または住民税の申告が必要 ※3

この表は一般的に解説したものであり、該当しない場合もあります。

※1 申告義務がない人でも、所得(課税)証明書が必要な人は市県民税の申告が必要です。

※2 お持ちでない場合は、申告前に支払者へお問い合わせください。なお、所得税の還付を受けるには、源泉徴収票が必要です。

※3 原則として、申告により確定した所得税と源泉徴収されている所得税に差がある場合は確定申告、差がない場合は市県民税の申告になります。